

ID: 64

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育利用の承諾		
例規名 根拠条項	柴田町保育所規則 第7条		
例規番号	平成27年規則第24号		
【基準】			
第6条から第8条までの規定による。 (保育の利用に係る資格)			
第6条 保育所において、保育の利用を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する乳幼児とする。			
(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第1項の認定(同法第19条第2号に掲げる者に係る認定及び同条第3号に掲げる者に係る認定に限る。以下「支給認定」という。)を受けた保護者が現に監護する当該支給認定に係る乳幼児			
(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第5項又は第6項の措置が行われる乳幼児 (保育利用の承諾)			
第7条 保育所において、前条第1号に掲げる乳幼児の保育の利用を希望する保護者は、支給認定を行う市町村の長に対し、保育の利用の申込みを行い、当該市町村の長の承諾を受けなければならない。			
(保育の利用の制限)			
第8条 前条の保育の利用の申込みに係る乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、保育の利用を承諾しないことができる。			
(1) 感染性の疾病を有する場合			
(2) 身体虚弱のため保育に堪えない場合			
(3) その他町長が不相当と認める場合			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年9月29日